

障害年金 2 級

知的障害があり、食事や身の回りのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの。

○障害基礎年金をもらうための手順

この判定に必要なのが、**医師による知能テスト**と**申立書**（保護者が記載する細かい発達の記録）です。20 歳になる 3 か月前から申請できます。

医師による知能テストが必要ということは、定期的に診察を受けている主治医がいないと困りますね。（私も最近、病院行ってないな・・・まずい(^^;))

医師によっては、年金のための診断書と言うことで、その辺うまく考慮して下さるかたもいるようです。

私たちができるのは 2 つめ！申立書です。

発達の記録を、生まれたときから 3 年区切りで書いていくそうです。

生まれ時から 3 歳まで（赤ちゃん期）→3 歳から小学校にあがるまで（幼稚園・保育園期、療育園期）→小学校低学年→小学校高学年・・・と続いていきます。

記載のポイントとしては、発達の記録だけど、「こう言うことができた」ではなく、「こういうことが困った」と言う観点で書いていくことが重要だそうです。

学校、役所、支援員さんは教えてくれないことです。

判断が微妙な方や、生活に困難があるけど、もらえない判定になってしまったときに相談でできるのは「社会保険労務士」だそうです。

○もらえる・もらえないの差は大きいです！

もらえるか・もらえないかに大きな差があることは、息子がまだ小さい頃に、当時お世話になっていた先輩から伺っていましたがその時はピンと来ず・・・でした。いざ、その時が近づいて来たら、そういう事を本音で教えてくれる人を見つける所から・・・になってしまいます。もし、皆さんのお子さんはまだ小さくて、年金はまだまだ先の話だったとしたら、いつかその時に、思い出してくださいね！

○余談ですが・・・

余談になりますが、大人になると福祉施設等との契約が保護者ではなく本人になっていきます。身分証明を求められることもあるので、**写真付きのマイナンバーカード**を作っておくとよいようです。